

2026年3月10日

各 位

会 社 名 株式会社セイワホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長 野見山 勇大  
(コード番号：523A 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 取締役副社長 井 川 径 成  
TEL：052-265-8467 (代表)

## 募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2026年2月20日開催の当社取締役会において決議しました公募による募集株式発行等につきましては、払込金額等が未定でありましたが、2026年3月10日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしました。

なお、当該払込金額は、後日決定予定のブックビルディング方式による一般募集における価格（発行価格）及び引受人が払い込む価額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

### 記

#### 1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき金1,045.50円  
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止するものとする。)
- (2) 仮 条 件 1株につき金1,230円から金1,250円

#### 2. 当社指定販売先への売付け（親引け）の件

当社が株式会社SBI証券及びみずほ証券株式会社に対し、売付けることを要請している親引け先の状況等については以下のとおりです。

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。  
.....





(セイワホールディングスグループ従業員持株会)

a. 親引け先の概要	セイワホールディングスグループ従業員持株会（理事長 米田 耕平） 愛知県名古屋市中区錦一丁目8番11号
b. 当社と親引け先との関係	当社グループの従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	当社グループ従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（上記1.における募集株式のうち、21,400株を上限として、2026年3月18日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金について、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社グループの従業員で構成する従業員持株会であります。

(2) 親引けに係る株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照ください。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件等における需要状況等を勘案した上で決定される予定の募集株式の発行価格と同一となります。

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。  
.....



(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの件

(1) 募集株式数 当社普通株式 3,720,000株

(2) 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し

当社普通株式 1,680,000株

② オーバーアロットメントによる売出し(\*)

当社普通株式 810,000株 (上限)

(オーバーアロットメントによる売出株式数は、価格決定日に決定された募集株式数及び引受人の買取引受による売出株式数の合計の15%を上限とする。)

(3) 需 要 の 申 告 期 間 2026年3月11日(水曜日)から

2026年3月17日(火曜日)まで

(4) 価 格 決 定 日 2026年3月18日(水曜日)

(発行価格及び売出価格は、需要状況等を勘案した上で原則として仮条件の範囲内で決定する。)

(5) 申 込 期 間 2026年3月19日(木曜日)から

2026年3月25日(水曜日)まで

(6) 払 込 期 日 2026年3月26日(木曜日)

(7) 受 渡 期 日 2026年3月27日(金曜日)

(8) 仮条件決定の理由

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の一部が類似する上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

(注)上記(1)に記載の募集株式の一部は、株式会社SBI証券及びみずほ証券株式会社の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがあります。

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。  
.....

(\*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、投資家の需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が810,000株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは全く行われない場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、売出価格決定日に決定された本募集に係る発行株式数及び引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数の合計の15%を上限とします。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社SBI証券が当社株主である野見山勇大（以下、「貸株人」という。）より借入れる株式であります。

これに関連して、株式会社SBI証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、2026年4月24日を行使期限として当社から付与される予定であります。株式会社SBI証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシュエーションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数が、売出価格決定日に決定された募集株式数及び引受人の買取引受による売出株式数の合計の15%を上限として変更された場合には、売出価格決定日に決定されたオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数と同数となるように、グリーンシュエーションに係る株式数も変更されます。

株式会社SBI証券は、みずほ証券株式会社と協議の上、上場日（2026年3月27日）から2026年4月24日までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、株式会社SBI証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式数について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社SBI証券は、みずほ証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である野見山勇大は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後360日目の2027年3月21日までの期間（以下ロックアップ期間①）という。中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を株式会社SBI証券が取得すること等は除く。）は行わない旨合意しております。

また、当社株主（新株予約権者を含む）であるDBC1号投資事業有限責任組合、井川径成、森祐介、橋本久司、橋本享子、山下裕輔、伊澤智也、三宅悠介、児玉栄司、安東秀顕、坂田啓輔、大石勇、戸塚優、小崎和哉、進藤祐造、竹内

.....  
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。  
.....

和彦、松本竜也、佐藤康、西尾勉、山田雅和、吉良晃一及びその他 38 名は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 9 月 22 日までの期間（以下「ロックアップ期間②」といい、ロックアップ期間①とあわせて以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等は行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間②中は、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、共同主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後 180 日目の日（2026 年 9 月 22 日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

.....  
●ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。  
.....